

支援策	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
特別定額給付金 （10万円）【終了】	国 市民1人あたりに10万円を給付	令和2年4月27日時点で佐賀市の住民基本台帳に登録されている人を対象とし、世帯主に給付する ※令和2年8月17日受付終了	佐賀市特別定額給付金コールセンター 0952-41-7681
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（労働者への支援金）	国 給付額：休業前の1日当たり平均賃金×80%×（各月の日数－就労した又は労働者の都合で休んだ日数） 1日当たり支給額上限：11,000円	令和2年4月1日から令和3年2月28日の間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276
子育て世帯への臨時特別給付金【終了】	国 児童手当（特例給付を除く）の対象児童1人あたりに1万円を給付	児童手当（特例給付を除く）の令和2年4月分の対象児童または新高校1年生など児童手当の令和2年3月分の対象児童の児童手当受給者 ※令和2年10月31日受付終了	佐賀市子ども家庭課 0952-40-7252
ひとり親世帯臨時特別給付金	国 ひとり親世帯あたり5万円、2人目以降3万円加算 ※児童扶養手当を受給していないひとり親世帯でも該当の場合あり ※対象者によっては、収入が大きく減少した場合は、5万円加算あり	令和2年6月分の児童扶養手当受給者、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、または児童扶養手当を受給していないひとり親世帯で、収入が大きく減少した者	厚生労働省ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター 0120-400-903 佐賀市ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター 0952-40-7267
就学援助受給世帯教育支援給付金	市 児童・生徒1人当たり1万円を給付	令和2年度就学援助準要保護世帯	佐賀市学事課 0952-40-7358
住居確保給付金	国 家賃相当分の給付金を支給（支給期間3ヵ月分、ただし支給期間の延長制度あり）	離職や自営業の廃止（廃業）の日から2年以内である人（同程度の状況にある人含む。）で、住居を喪失または喪失するおそれのある人（その他求職などの活動をしているなどの条件あり）	佐賀市生活福祉課 0952-40-7264
傷病手当金（国民健康保険）	市 令和2年1月1日から12月31日の間で、療養のため就労できない期間 支給額＝（直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額÷直近の継続した3ヵ月の就労日数×2/3）×支給対象となる日	国民健康保険に加入している被用者で、新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった人。就労できない日が、4日以上の方を支給	佐賀市保険年金課 0952-40-7271
傷病手当金（後期高齢者医療保険）	県 令和2年1月1日から12月31日の間で、療養のため就労できない期間 支給額＝（直近の継続した3月間の給与収入の合計金額を就労した日数で除した金額×2/3）×日数	佐賀県後期高齢者医療の被保険者のうち、被用者で、新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部または一部の支払いを受けることができなかった人。就労できない日が、4日以上の方を支給。	佐賀市保険年金課 0952-40-7274
ベビーシッター利用者	国 ベビーシッター利用割引券を発行（特例：発行上限枚数なし、1日の使用上限5枚、1ヵ月の使用上限120枚）	小学校等の臨時休業になった場合に、保護者が仕事を休んだり放課後児童クラブ等も利用できず、ベビーシッターを利用した場合の利用料金助成	被用者、個人事業主により、手続き先・方法が異なるため、全国保育サービス協会のホームページを確認してください。
小学校休業等対応支援金【フリーランス】	国 支給額（就業できなかった日1あたり定額） ・令和2年2月27日～3月31日 4,100円 ・令和2年4月1日～令和3年2月28日 7,500円	臨時休校等に伴いの子の世話をを行う必要が生じ、契約した仕事ができなくなった場合 ※被用者には、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主に対する助成制度があります	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999
学生支援緊急給付金【終了】	国 アルバイト収入減で学業継続が厳しい学生の「学びの継続」のため、住民税非課税世帯の学生は最大20万円、それ以外の学生は最大10万円を給付	国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校（日本語教育機関を含む）※留学生を含む ※令和2年7月31日2次募集締切。新規受付終了	各学校の学生課など
さがウエディング祝福事業【終了】	県 1組あたり、10万円の支援金と5,000円分の花のギフトカード	令和2年3月から6月に県内で開催を予定していた結婚式をはじめとするセレモニーを延期または中止した夫婦やカップル ※令和2年9月30日受付終了	佐賀県子ども未来課 0952-25-7381

給付金・支援金

新型コロナウイルス感染症に伴う（市民向け）支援策一覧

R2.12.2更新

支援策	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先	
給付金・支援金	奨学金・授業料減免 (高等教育の修学支援新制度)	奨学金の給付の場合、最大1ヵ月あたり75,800円 *自宅・自宅外、国公立・私立などの条件により異なります	大学・短期大学・高等専門学校(第4学年以上)・専修学校(専門課程)在学中に家計が急変した人	各学校の学生課など
	【NEW】赤ちゃん応援臨時特別給付金	国の特別定額給付金の対象とならない基準日以降（令和2年4月28日から令和3年3月31日）に出生した子1人あたり5万円を給付	令和2年4月28日から令和3年3月31日に子どもを出生・育児している母親等で、令和2年4月27日から申請日まで引き続き佐賀市に住民票がある人 ※受給対象となる方には個別に申請書を郵送します	佐賀市健康づくり課 0952-40-7280
	【NEW】小児インフルエンザ予防接種の費用助成	小児に対してインフルエンザ予防接種に係る費用を助成 自己負担1回あたり1,500円	対象：接種日において、佐賀市に住民登録をしている生後6か月から中学3年生までの小児 期間：令和2年10月1日から令和3年2月28日 場所：市内の医療機関（事前に医療機関へご確認ください）	佐賀市健康づくり課 0952-40-7282
貸付	緊急小口資金	融資額：20万円以内 利率：無利子 貸付期間：2年（据置1年）※必要な方には食糧支援をします	休業または失業された方に対する、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付	佐賀市社会福祉協議会 0952-32-6670
	総合支援資金	2人以上世帯で20万円/月、単身世帯15万円/月を3ヵ月まで貸付 ※必要な方には食糧支援をします	失業等により収入が減少した方に対する、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付	佐賀市社会福祉協議会 0952-32-6670
	母子父子寡婦福祉資金貸付金	就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、利用できる貸付制度。貸付の種類（利用目的）により、貸付上限額が異なります	20歳未満の児童を扶養している父子（母子）家庭の父（母）またはかつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方、40歳以上の配偶者のいない女子など	佐賀中部保健福祉事務所 0952-30-2183 佐賀市こども家庭課 0952-40-7254
払戻し	市営バスの通学定期券	学校の休校に伴う、定期券の払い戻し、または有効期限の延長	通学定期券とノリのりワイドに限る ※通勤定期券は対象外	佐賀市交通局 0952-23-3155
	自転車駐車場定期利用料金	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う定期駐車券の払い戻し	定期利用者（一般・学生）	佐賀駅東自転車駐車場 0952-23-5790 佐賀駅西自転車駐車場 0952-23-1929
猶予・減免	【支払い猶予】水道・下水道・市営浄化槽	水道料金、下水道使用料、市営浄化槽使用料の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金等の支払いが困難となった場合	佐賀市上下水道局 0952-33-1313 ※川副町、東と賀町にお住まいの方は、佐賀東部水道企業団 0952-30-6212
	【納税猶予・徴収猶予】税の徴収猶予（特例）	令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税・県税・市税の徴収を1年間猶予（担保の提供不要、期間中の延滞金なし、事前申請が必要）	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している税の納付が困難な納税者・特別徴収義務者	国税：佐賀税務署 0952-32-7511 県税：佐賀県税事務所納税課 0952-30-3162 市税：佐賀市納税課 0952-40-7076
	法人に対する税の申告期限延長	新型コロナウイルスの影響により期限内の申告が困難な場合、国税（法人税・消費税等）・県税（法人県民税・法人事業税）・市税（法人市民税）の申告・納付期限を延長（事前申請不要）	申告が可能になり次第、申告・納付と併せて延長申請手続きが必要。	国税：佐賀税務署 0952-32-7511 県税：佐賀県税事務所課税課 0952-30-3168 市税：佐賀市市民税課 0952-40-7063

支援策	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先	
猶予・減免	【減免】 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料	県・市 保険税（料）の減免	①又は②に該当する世帯は、保険税（料）の減免（全部～2/10）が受けられる場合があります ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが前年の3/10以上減少すると見込まれる世帯（所得制限等あり）	佐賀市保険年金課 国民健康保険 0952-40-7272 後期高齢者医療保険 0952-40-7274
	【徴収猶予】 国民健康保険税	市 保険税の徴収の猶予	新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業収入等が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、納付が困難な場合、1年間を限度として猶予が可能	佐賀市保険年金課 0952-70-7273
	【支払い猶予】 後期高齢者医療保険料	県 保険料納付の猶予	事業等に係る被保険者または世帯主の収入が前年同期に比べて2割以上減少しており、納付が困難な場合、6か月間の猶予が可能（所得制限等あり）	佐賀市保険年金課 0952-40-7274
	【減免・納付猶予】 介護保険料	— 保険料の減免や納付の猶予	①又は②に該当する第一号被保険者は、保険料の減免が受けられる場合があります ①新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入のいずれかが前年の3/10以上減少すると見込まれる場合（所得制限等あり）	佐賀中部広域連合 0952-40-1135
	【免除・納付猶予】 国民年金	国 保険料の免除や納付の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった人	佐賀市保険年金課 0952-40-7275
	【減額】 市営住宅家賃	市 入居者の家賃の減額	新型コロナウイルス感染症の影響により、失職または収入が減少したことにより、市営住宅の家賃を支払うことが困難になった人	佐賀市建築住宅課 0952-40-7291
	電気・ガス、NHK、固定・携帯電話	— 各事業者に支払いの猶予など、迅速かつ柔軟に対応するよう要請が 出されています	—	各事業者にお尋ねください。
その他	【NEW】SAGAつながる タクシーキャンペーン	市 タクシーを使って市内の観光地を巡る方に対し、料金を助成 サガマドのコンシェルジュが旅をコーディネート	佐賀市民及び佐賀市を訪れる旅行者等	佐賀市観光協会旅行課 0952-37-7489
	「ちょい旅さが」 市民宿泊キャンペーン 【終了】	市 市内の旅館やホテルが設定した特別プランを市民は半額（上限： 1人1泊あたり2万円まで）で利用できる	佐賀市民 ※令和2年7月6日に販売終了	古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟 0952-51-8126 佐賀市観光協会 0952-20-2200
	プレミアム付 「さかエール」商品券 【終了】	市 市内の登録された飲食店や小売店で利用できる商品券 （1冊4,000円で5,000円分利用可能、1人10冊まで）	佐賀市民 ※商品券の販売は令和2年6月17日で終了 ※利用期間は令和2年9月30日で終了	佐賀市プレミアム付商品券 発行事業事務局 0952-20-0487

支援策	概要	対象、条件	相談窓口、連絡先
【NEW】 プレミアム付商品券第2弾 さがきゃあもん商品券	市 市内の登録された店舗で利用できる商品券 ※購入申込方法等の詳細は随時お知らせします ・飲食券：5,000円で購入し6,500円分使用可能 ・共通券：5,000円で購入し6,000円分使用可能 ・各券1人6冊まで購入可能	佐賀市民 ※商品券の販売は終了しています。 ※引換購入は、令和2年12月4日まで ※利用期間は、令和3年1月31日まで	佐賀市プレミアム付商品券発行事業 実行委員会コールセンター 0952-41-2155
就学援助	市 学用品費や給食費などの支払いにお困りのご家庭について、その費用の一部を援助する	新型コロナウイルス感染症の影響により、失業、廃業、収入の減少などで家計が急変した家庭（認定基準あり）	佐賀市学事課 0952-40-7358
市民活動団体の 市民活動プラザ利用支援	市 市民活動プラザ会議室を利用する際の利用料を免除する	市民活動プラザの利用登録団体。（市民活動団体のみ。一般利用は除く） 令和3年3月31日まで1団体につき1回3時間以内、40回まで	佐賀市市民活動プラザ 0952-40-2002
【NEW】 市民活動リモート 化促進事業補助金	市 市民活動団体がリモート会議を開催するために必要な機器等の購入費の補助(1団体当たり補助対象経費の5分の4以内、上限5万円)	5人以上の構成員で組織された市内に拠点を置く市民活動団体が令和3年3月31日までに購入する機器等 申請受付：令和2年11月30日まで	佐賀市協働推進課 0952-40-7078
富土地域振興センター 合宿者支援	市 富土地域振興センター宿泊者1人当たり2,000円 (1団体当たり10万円まで)	富土地域振興センターで合宿(宿泊)し、その団体の指導者や保護者等が古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟に加盟する旅館、ホテルに分宿を行う場合、合宿者に対し利用料を減額する ※ただし、富土地域振興センターへの宿泊人数の20分の1以上の分宿者数が必要	SAGA FURUYU CAMP 0952-51-8835 古湯・熊の川温泉観光コンベンション連盟 0952-51-8126 佐賀市地域政策課 0952-40-7211
要保護児童サポート	県 保護者が新型コロナウイルスに感染した場合に、養育が困難となった児童を預かる	保護者がPCR検査で陽性となり、他に児童を看る人がいない場合	佐賀県中央児童相談所 0952-26-1212
【NEW】 文化芸術活動 支援事業	市 文化会館及び東与賀文化ホールにおいて実施する公演等に係るホール利用料等を支援	対象：本市在住又は本市に拠点のある芸術活動を行う団体・個人 申請受付：令和2年11月16日～予算額に達するまで（先着順）	佐賀市文化振興課 0952-40-7369
【NEW】 路線バス利用 促進事業	市 nimocaを利用し、市内で乗車及び降車をした方に11月（1か月間）限定でnimocaポイントを20%還元	nimocaを使用する、佐賀市営バス、昭和バス、祐徳バス、西鉄バス利用者	佐賀市企画政策課 0052-40-7038
【NEW】 ワンコイン nimoca普及促進事業	市 市営バスのワンコイン・シルバーパス機能を搭載したnimocaを購入・更新した方にnimocaポイントを1,000ポイント付与	佐賀市営バスのワンコイン・シルバーパス機能を有するnimocaを購入・更新した方(令和2年10月1日～令和3年9月30日)	佐賀市交通局 0952-23-3155

その他